

# 研究発表要旨

## 中期共和政ローマにおける護民官 ——元老院ならびに執政官との関係を中心に——

十川 雅浩

ローマの護民官は、伝承によるとパトリキ(貴族)に対してプレブス(平民)の身体・財産を保護する役職として身分闘争の最中に設立された。初期共和政の護民官は、プレブス側の代表として主体的な役割を担ってパトリキ支配に対抗した、反体制的な役職として位置付けられる。

その一方で、前 287 年のホルテンシウス法により身分闘争が一応の終結を迎えた後、前 133 年にガイウス・グラックスが護民官として大規模な改革に着手する以前、すなわち中期共和政に関して、護民官は異なった位置づけを与えられている。すなわち、護民官が最早プレブスの代表として行動することなく体制内に取り込まれたとする Bleicken の見解に基づき、中期共和政とは、護民官が元老院や執政官に従属した上で統治システムの 1 つとして組み込まれることによって、元老院体制の安定がもたらされていた時代であったと考えられてきた。

しかしながら、中期共和政においてもやはり、この通説の枠組みでは必ずしも説明し得ない護民官の積極的な活動が史料上しばしば言及されている。特に、ヌマンティア戦争中の前 151 年 (Liv. Per. XLVIII 16) と前 138 年 (Liv. Per. LV 3) に起こった護民官による 2 回の執政官投獄事件は、上述の従属的な関係が一転したという点で、大きな転機となるものであった。

本報告ではこれらの史料を出発点とし、第一に、2 つの投獄事件が果たして同じ性質を有していたかという問題を、第二に、投獄事件に至るまでに護民官が元老院及び執政官との関係のもと如何なる変遷を遂げたかという問題を扱う。先行研究は護民官の個々の活動事例の分析・評価に留まっており、通時的な変遷という視点を欠く。これに対し、本報告ではこの 2 点の問題の検討を通じて護民官の職権や性格が中期共和政を通じてどのように変化したかを明らかにすることを目指したい。

まず 1 点目の問題について、前 151 年の徴兵の状況を伝える App. Ibe. 49, 208-209 や Polyb. XXXV 4, 1-14 と、前 138 年の護民官の活動を伝える Val. Max. III 7, 3 の記述を比較する。両投獄事件をひとまとめにしていた先行研究に対し、本報告では両事件における護民官の行動原理が異なっており、特に後者では護民官職権が政治手段と化していたことを示す。

次に 2 点目の問題について、前 2 世紀前半の護民官の活動として、Liv. XXXIX 19, 4; XLII 32, 6-8; 33, 1-2 の言及を中心に議論する。これらの記述から、護民官の職権が元老院決議を通じて明確化されていく過程を示す。さらに、Liv. XLIII 16, 9-11 より、護民官自身もその職権を自覚しており、侵犯を受けた場合には過激な反応を行うようになったことを指摘する。

以上の 2 点の議論から、中期共和政の護民官は元老院体制下のシステムとしてののみ

機能していたのではなく、元老院や執政官との相互関係の中で自身の職権を強化し、やがて政治的栄達的手段として機能するようになったことが明らかとなる。この関係の変化を手がかりとし、護民官がその一角を担っていたところの元老院主導の政治体制がどのように評価されるか新たに提示することを目指したい。

プロティノスにおける物体の問題  
——物塊 (ὄγκος) と性質の関係に着目して——

豊田 泰淳

プロティノスは、アリストテレスのカテゴリー理論を存在論に関わる議論と理解した上で批判を行い、その解体と修正を試みた。そこでの基本的主張の一つは、可感的事物を第一義的な実体と見なすことは誤りであり、あくまでイデア的実在の方に優位性を認めるべきだとする見解としてまとめられる(cf. *Enn.* VI.1,2)。ここでの優位性とは、一方が他方の原因となるような先行性を含意するものであり、それ故プロティノスには、質料と形相から成る複合体としての物体を所与のものとして扱うのではなく、プラトン主義的な立場から、先行する原理との関係において物体の成立自体を問い直す必要が生じるのである。

プロティノスにとって、三次元的延長や可触性、反発性をはじめとする、物体の「堅固な」存在性格は、人々の視線を可感的世界へと縛り付ける厄介な代物である(cf. *Enn.* III.6,6)。実際彼は、感覚に訴えかけるその一見明瞭な姿に囚われ、イデア的実在の認識へ進むことの出来ない人々を再三批判している(cf. *Enn.* V.9,1)。イデア的実在を優位に置く以上、物的な存在様態を仮象として扱い、上のような人々に対して半ば強引に可感的世界の拒絶を促すという説得の方法もあり得るだろう。しかしながら、プロティノスがとる方針はそうではない。むしろ彼の著述の中には、物体の側に確実な存在性を認める論敵との対話を想定し、また上に列挙したような物体の存在性格が可感的世界の内に見出されることを許容した上で、それらをより上位の原理へと関係づける仕方で説得を試みた痕跡が確認される。つまり、プロティノスにとっての物体とは、イデア的実在との繋がりを原因という観点から解明するような理論的説明が確保されるべき対象なのである。

以上の問題意識に基づき、本発表はプロティノスが構想していた物体論を、物体の成立という場面に定位して考察する。着目するのは、物体の成立過程における「物塊 (ὄγκος)」という三次元的延長のみが見出される段階である。当該概念に関する先駆的研究を行った *Brisson* は、これを無性質の質料 (ὕλη) と性質を伴う物体 (σῶμα) との中間に位置する段階と見なし、その成立と同時に他の諸性質も成立する(*Enn.* II.4,11,26-27)という点で「性質の土台」とも呼ぶべきあり方をとるものとしてまとめた。プロティノスは、可感的世界の成立場面に見出される諸段階が時間的先後関係の内になく、その一方で、物塊とそれに基づいて成立する

諸性質の間には論理的先後関係を認めている。すなわち、プロティノスにとっての性質は、それ自体としては非物体でありつつも、物塊のあり方に依存するというかたちで説明されることになる。この物塊と性質が関わり合う場面は、非物体的な原理と物的なあり方の交差点として我々にとって最も身近なものであり、物体を以上のように段階的に分析することで、プロティノスは可感的世界に関わる非物体的原理のあり方について新たな理解を人々に促していたのではないだろうか。

### ウァレリウス・マクシムス『著名言行録』8.9.1のValeriについて

西井 奨

紀元後1世紀前半のティベリウス帝の治世下で作られたと考えられ、現在全9巻の形で伝わるウァレリウス・マクシムス『著名言行録』では、様々なテーマの下で記憶に値するとされる主にローマ史上からの事例が約1000例ほど述べられる。この第8巻第9章第1節で作者は、リウィウス『ローマ建国以来の歴史』第2巻第32章やプルタルコス『コリオラヌス伝』第6章で知られる、紀元前494年の聖山事件で立てこもった平民たちに対してメネニウス・アグリッパがしたとされる演説を、Valeriusのものとして紹介している(ac ni Valeri subuenisset eloquentia, ...)。ここでのValeriusについては従来、ローマでエトルリア人の王政を廃し共和政の最初期に活躍し紀元前503年に亡くなったとされるPublius Valerius Publicola(プブリコラ)と『著名言行録』の作者は混同しているのだと認識されてきた。これについて、メネニウスとすべき人名を間違えているという点については、後代のユリウス・パリスによる『著名言行録』の梗概での記述(a Maenano Agrippa...)や、ある『著名言行録』の写本の欄外の記述からも認識されていたことが窺える。1865年刊行のHalmによるトイプナー叢書の『著名言行録』校訂本ではこの8.9.1のValeriについてMeneniと読むよう提案されているが、現在主流の校訂本では、作者はこの8.9.1の記述をキケロー『ブルートゥス』第54節の記述を典拠としているということで、Valeriのまま受け入れられている。しかし一方で、『ブルートゥス』第54節では、確かに表現面で『著名言行録』8.9.1との近似がありValeriusの演説としてあるものの、このValeriusはP. ValeriusではなくM. Valeriusとなっている(M. Valerium dictatorem dicendo sedauisse discordias ...)。このM. Valeriusについては、Marcus ValeriusとするかManius Valeriusとするか(その場合MでなくM')で難しさがあると思われるが(リウィウス2.30でも紀元前494年にdictatorになった人物について諸写本ではM. ualeriumやmarcum ualerium等となっているがSigonius版および現行のOgilvie版ではM'の読みを採用している)、いずれにせよ、キケローがここでValeriusのことをプブリコラのこととして言及しているのではないと思われる。とすると、これを典拠としたとされる『著名言行録』8.9.1のValeriもプブリコラのこととして記述しているわけではないと結論付けられそうであるが、し

かし『著名言行録』4.1.1や4.4.1にあるように、章の第1節（*praefatio*の次）でプブリコラに関することに言及するような傾向や、そもそも同一名の別人物をひとまとめにするというような彼の執筆傾向を考慮すると、やはり8.9.1でもプブリコラが念頭に置かれているのではないかという可能性も捨てきれない。上述のMarcus ValeriusやManius Valeriusについては『著名言行録』作中で他に言及もされておらずそもそも作者の念頭にないことすら考えられる。

## 研究動向報告

### 伝アリストテレス『アテナイ人の国制』 ——その成立と作者をめぐる——

橋場 弦

古来アリストテレスの名で伝えられる『アテナイ人の国制 (*Athenaion Politeia*)』と題する書物は、前半でアテナイ国制の生成発展を描き、後半では民主政の制度運用を克明に記録した第一級の史料として広く知られる。哲学・歴史学・文献学いずれからも熱い視線を注がれてきた本書は、西洋古典学会大会の論題としてまさに最適のテキストであると言えよう。

本報告では、本書と『政治学』との関係性、依拠した材料、文体や用語法、成立年代などについての研究動向を回顧した上で、本書の作者がアリストテレス本人かそれとも弟子の一人か、という最大の難問に対して、何らかの仮説を提起してみたい。

アリストテレスは『ニコマコス倫理学』末尾において『政治学』の研究計画を披露し、「もろもろの国制誌の集成にもとづいて」考察を行うであろうと予告している(1181b15-24)。広く諸国・諸民族の「国制」について事実を収集し、それをもとに理論的考察を行おうとする彼の研究戦略は、アテナイ再訪(前335年)とリュケイオンでの学園開設とともに本格化し、調査収集は『政治学』制作と同時並行で行われた。それは、のちディオゲネス・ラエルティオス『ギリシア哲学者列伝』第7巻27節に、アリストテレス著作目録の一項目として「158の国家の国制誌。民主政、寡頭政、貴族政および僭主政」と記載される作品群に結実する。本書はこれら158の『国制誌 (*Politeiai*)』中、古代からもっとも人口に膾炙した作品であった。本書の作者をめぐる論争においては、本人説・弟子説いずれも、本書がアリストテレス学派の生み出した作品であることに異論はなく、論争の激しさの割には両説の隔たりは小さい。その上で指摘したいのは、先行研究に欠けていた二つのもの、すなわち(1)本書を158の『国制誌』編纂プロジェクト全体の中に位置づける視点、および(2)ギリシア歴史記述の系譜の中に本書を位置づける視点、である。

とぼしい史料断片を総合すると、本書をふくめた『国制誌』全体の記述に共通する傾向の一つとして、種々雑多な情報を手当たり次第に収集し使用している反面、

個々の史料の価値を厳密に吟味する歴史的事実には消極的である、という点が指摘できる。それが『国制誌』プロジェクトの企画者であった（はずの）アリストテレス本人の編纂方針に由来すると仮定した場合、『アテナイ人の国制』には、その統一方針と合致する面も多く見られる一方で、ごくまれではあるが、そこから逸脱ないし相反する特徴が散見されるように思われる。いわば作者の個性がはしなくも露呈した、記述の「揺らぎ」のようなものである。他にも、作者が本人であると仮定した場合説明がつかないいくつかの点があることから、報告者は本書の作者がアリストテレス本人ではなく、弟子の誰かであろうとする説に、より高い蓋然性を認める。その上で最後に、『アテナイ人の国制』研究の展望について、多少の見通しを述べてみたい。

### 聖書叙事詩という伝統 ——ラザルス復活場面の比較から——

上月 翔太

Marcus Hieronymus Vida による *Christias*(*Ch.*) (初版 1535) は、イエスの受難と復活を描いた叙事詩である。本作は聖書を扱いながらも、構成や表現においてウェルギリウスに範を求めている。本作に関するこれまでの研究は、ウェルギリウスとの関係からの分析が中心であった。

聖書題材を扱った叙事詩には先例がある。聖書の内容を叙事詩の韻律で歌う聖書叙事詩と総称される諸作品が古代末期に制作された。福音書を題材とした作品については、Juvencus の *Evangeliorum libri quattuor*(*ELQ.*)(329 頃)、Sedulius の *Carmen paschale*(*CP.*)(425 から 450 頃)がある。古代末期の諸作品は、*Ch.*のモデルの 1 つである可能性が考えられる一方で、詩行の対応などが指摘される他、*Ch.*との関係が検討されることは少ない。

本発表では、ラザルス復活の場面について、古代末期の 2 作品と *Ch.*を比較し、古代末期の作品がいかにか *Ch.*に反映されているかを説明することを試みる。そこから、古代末期からルネサンスに至る聖書叙事詩の伝統の一端を示したい。

古代末期の *ELQ.*と *CP.*には対照的な性質が指摘されている。*ELQ.*は特に『マタイによる福音書』にほぼ逐語的に従っている。一方の *CP.*は物語の叙述は簡素にし、その解釈を行うことに重きをおいている。両者の性質の対照はラザルス復活の場面でも顕著で、*ELQ.*が 100 行程度(*ELQ.* 4, 306-402)に対し、*CP.*は 20 行程度と短く(*CP.* 4, 271-290)、直接話法の量など叙述の方針も異なる。

まず、*Ch.*におけるラザルス復活の場面 (*Ch.* 1, 102-299) における特徴的な挿入である、サタンらの会合場面(*Ch.* 1, 121-235)に、古代末期の作品の影響を指摘できる。*ELQ.*は聖書に忠実でありながら、ラザルス復活の場面に先立った箇所、地獄に関して拡張した描写を加えている(*ELQ.* 4, 284-287)。また、*CP.*は、ラザルスに対

してかけられたイエスの声が、地獄に達したと描いている(*CP*. 4, 274-278)。

次に、声をめぐる描写についても *Ch.*への展開を示すことができる。*ELQ.*では、福音書の表現を劇的に転換することが行われる。ラザルス復活の場面では、イエスが言葉を発する際に、「言った(*dicit*)」とある福音書の表現を、「聖なる胸から声を発して」(*ELQ.* 4, 348)のように書き換えている箇所がある。*CP.*では、場面中唯一の直接話法であるイエスからラザルスへの言葉が、「ラッパ」として表現される(*CP.* 4, 283)。こうした声への関心は、*Ch.*にも継承されており、たとえば、イエスの呼ぶ声がラザルスを立たせる直接の契機として描かれている(*Ch.* 1, 286-287)。さらに、声や音の表現によってキリスト教的主題を適切に扱っている点も指摘できる。

最後に語り手の役割について検討する。*ELQ.*から *CP.*にかけて、語り手は物語の叙述から物語の解説を行うようになり、解説の役割は *Ch.*にも継承されている。ただ、*Ch.*においては語り手だけでなく、イエス以外の登場人物にも解説の役割が割り当てられている。

以上より、古代末期の作品における、構成、表現、語り手の役割が、*Ch.*において継承、発展させられていたことがわかる。ここから語りという行為に対する聖書叙事詩の高い関心が示唆されるが、この点は今後の課題とする。

### 王妃エウドキアのオデュッセイア

#### ——『ホメロス風聖書物語』にみる古代末期の文化変容——

足立 広明

古代のアテナイは女性排除で知られる。しかし、古代末期にこの町で生まれたその名もアテナイスという女性は高度な古典教養を身に着け、後にキリスト教帝国の皇后となってエウドキアと名乗り、ホメロスの詩句を用いて聖書の物語を書き上げる。本報告は、その作品『ホメロス風聖書物語』(*Homerocento*) から、古代の女性が古典文化の継承と変容に積極的に関与しえた事実を具体的史料によって明らかにしようと試みるものである。

彼女は401年ごろ哲学者レオンティオスの娘として生まれ、420年にコンスタンティノープルで受洗して妃となるが、440年ごろに宮廷から追放され、イェルサレムに隠遁して生涯を終える。その生涯は多神教からキリスト教の世界に変容する地中海の古代末期を体現するが、その過程を自ら作品として書き残している点がさらに注目に値する。報告者はそのうち『殉教者キュプリアノス伝』についてすでに考察を試みたが、ここではより史料検証の進んだ『ホメロス風聖書物語』を取り上げる。

この作品は『イリアス』や『オデュッセイア』の詩句を紡ぎ直して聖書物語としたものである。かつてはこのような作品は創造性のない、衰退とデカダンスの産物として斬って捨てられていた。最初の史料編者 Arthur Ludwich (1897) は「もっと

大事な仕事がある」と途中で放棄してしまった。しかし、20世紀後半以降このような評価は一変する。新しく史料校訂を完成させた Mark D. Usher (1999) はエウドキアの精緻な技法を高く評価し、現在ではさらに Rocco Shembra の校訂訳 (2007) が出版されるなど、多くの研究がこれに続いている。

Brian Sowers (2020) は、ヨハネ福音書第4章のサマリア人の女に相当する女性を取り上げ、彼女がナウシカアのように雄弁で行動的なところにエウドキアの主体を見ようとする。しかし、全編を俯瞰すると、さらに驚くべき構想が見え隠れする。それは、本作が樂園追放から救済に至る女性の旅の物語として書かれている可能性である。エヴァに相当する女性はサマリアの女性と同じく井戸に水を汲みに来て、そこで蛇に声をかけられる。あたかも女性は蛇によって誘惑されるがイエスによって救われると暗示しているかのようである。天上の神の会議で父は人間に罰を与えようとするが、息子は救済を提案し、マリアに相当する女性の胎に宿り、人間世界に現れる。その死に際し、ヘクトルを失ったプリアモス王のように嘆く彼女の前に彼は復活し、ペネロペイアの許に帰還したオデュッセウスのように励ます。興味深いのは、女性が名を付されていないことである。女性は読者の信仰や立場に応じて読み替えることができる。

ギリシア古典で新約聖書を紡ぎながら、そのいずれとも異なる皇妃エウドキアのおデュッセイアとなった本作から、古代末期の文化変容の一断面について展望する。

## ネロ期におけるアウグストゥスの記憶と歴史の体制 ——セネカの著作を中心に——

岡本 幹生

本報告では、主にセネカの『アポコロキュントシス』を対象として、ネロ期におけるアウグストゥスの記憶の再構成を検討することで、帝政初期のエリートの実政治体制に対する認識を考察していく。

オクタウィアヌス／アウグストゥスは前31年にアクティウムの海戦で勝利し、内乱を終結させると、前27年に元老院との二元統治体制を確立し、帝政をはじめたと一般的に説明される。しかし、アウグストゥスは帝政や皇帝という制度を創設したわけではなく、共和政期から存在している公職の権限を掌握することで、実質的に「皇帝」となったのである。帝政がはじまった当初、共和政は過去の遺物などでは全くなく、現在の範例であり続けた。そのため、当時、共和政が終焉したとは少なくとも一般的には考えられていなかった。しかし、時が経つにつれ、共和政の連続という皇帝の主張と個人支配体制という実態の乖離が進んでいき、ゴーイングは、ネロ期における共和政的なものの記憶を分析するなかで、共和政が過去のものであると認識されるようになったと主張している。それでは、共和政の記憶が現在とは異なる過去のものと認識されるようになったまさにそのとき、現政治体制

(帝政)のはじまりの記憶、とりわけその創設者たるアウグストゥスの記憶自体はいかに再構成されたのだろうか。

ネロは治世当初から、演説や貨幣、祭典などで、アウグストゥスをモデルとして打ち出していたこともあり、ネロ期におけるアウグストゥスの「記憶」の問題は、先行研究においても取り扱われている。その際、ネロの家庭教師であり、政治顧問であったセネカの著作が注目される。ジャルやグリーンらは、セネカの『寛恕について』におけるアウグストゥス描写に注目し、アクティウムの海戦以前と以後での彼の指導者としての在り方の変化を指摘し、義弟ブリタンニクスを殺害したネロへの教訓としての性格をそこにみる。また、グリマルは、セネカの全著作から彼のアウグストゥス観を検討し、アウグストゥスの段階的な精神的発展が提示されていると指摘する。以上のように、先行研究は、セネカの諸著作を通じて、セネカのアウグストゥス評価に焦点を当て、同時代の情勢と関連付けて論じられている。しかし、同時代的状況だけでなく、ネロ期における前のクラウディウスの時代の記憶も踏まえて、アウグストゥスの記憶の在り方を検討する必要があるように思われる。そこで、セネカがアウグストゥスをモデルとして提示する際、クラウディウスとの比較のなかで、アウグストゥスの記憶を再構成している様子を確認し、こうした比較の背景をネロ期におけるクラウディウスの時代の記憶に求めていく。そしてそこにみられる歴史の体制の変化やその意義を検討する。

『羅葡日対訳辞典』の中の *Venus* について：「賽の7つの目」とは？

泰田 伊知朗

『羅葡日対訳辞典』（以下、羅葡日）は1595年に天草で刊行された。この辞書はカレピーヌスのラテン語辞典（1580年版、以下「カレピーヌス」）に依拠し、カルドーススの羅葡辞典（1570年版、以下「カルドースス」）も参考にして編纂されたと言われる。本発表では羅葡日のヴェヌスの項に注目したい。

*Venus, eris. Lus. Hum planeta. Iap. Miöjö, [...] ¶Itê, Sete pôtos dos dados. Iap. Saino nanatçuno me.*

特に「賽の7つの目」を意味するポルトガル語の *Sete pôtos dos dados* と日本語の *Saino nanatçuno me* はカレピーヌスとカルドーススの説明と異なるため、この文言が取り入れられた経緯を考察していく。

ヴェヌスという語の賽に関する解説として、例えば水谷智洋（編）『羅和辞典』には「さいころ遊びの最高の目（4面のさいころを4個同時に振って全部違う目が出たとき）」とある。このさいころ遊びではタルス (*talus*) と呼ばれる、動物の足



にある距骨という小骨が賽として使われる。タルスには4面あり各面に1、3、4、6が割り振られていた。それを4つ振り、全て異なる面が出た場合が最高の目でヴェヌスと呼ばれた。この説はスエトニウスやマルティアリスなどに見られ、カレピーンヌスのヴェヌスの項にもあり現代では定説とされる。

他方カルドーススのヴェヌスの項には *dado de seis pontos* 「6の目の賽」とあり、これは賽の6の面(目)を意味する。古代では六面体の賽を3つ使った遊びもあり、最高の目は666とされた (Pl. Lg. 968e)。この目もヴェヌスと呼ばれたと考えられることもあり、そうしたことから「6の目の賽」説が生まれたのではないかと。

3つ目の意見として、イタリアの学者ペロッチェが『コルヌ・コピアエ』(1477-80)でタルスについて「(1の面と)反対の面はヴェヌスもしくはコスと呼ばれ、数字の7を表す」と記している。これと類似した解説が様々な書物に取り込まれ、カレピーンヌスのタルスの項にも書かれた。

羅葡日のポルトガル語 *Sete pôtos dos dados* は、カレピーンヌスのヴェヌスの項の「4つのタルスが全て異なる目」(現代の定説)よりは、カルドーススの *dado de seis pontos* に形式上近い。羅葡日の編集者は形式はカルドーススに準じ、数字はカレピーンヌスのタルスの項に従い7を採用し、*Sete pôtos dos dados / Saino nanatçuno me* を作成した。

「賽の7つの目」のその後も注目に値する。当時ペロッチェなどの影響で「タルスのある面がヴェヌスと呼ばれ7を表す」説は存在したが、西洋のラテン語辞典のヴェヌスの項には「4つのタルスが全て異なる目」か「6の目の賽」と書かれていた。だがイエズス会士バレットは日本で作成した手書きの葡羅辞典(1607)に、羅葡日と同様に *Sete pontos dos dados. Venus, eris* と記している。そしてその文言を同会士ペレイラが別の葡羅辞典に収録し、それは1647年にリスボンで出版された。こうして日本生まれの *Sete pôtos dos dados* 「賽の7つの目」というヴェヌスの説明が、西洋の辞書に逆輸入されたのである。

### 説得推論の本質的特徴としての簡潔さ

——アリストテレス『弁論術』1357a7-22の解釈を中心に——

相澤 康隆

アリストテレスは『弁論術』第1巻第2章において、「説得推論(エンテューメーマ)」は問答術の「推論(シュロギスモス)」に相当するものであり、「私は弁論用の推論を説得推論と呼ぶ」と述べている。問答用の推論と説得推論は、どちらも特定の学問領域に限定されない話題を扱う点や、真実らしい考え(エンドクサ)を前提に用いる点など、いくつかの共通点がある。では、両者の相違点はどこにあるのか。本発表の目的は、問答用の推論には当てはまらない説得推論の本質的特徴を明らかにすることである。

第1節では、問答用の推論と説得推論の相違点の考察に先立って、「ある種の推論」と言われる説得推論が、アリストテレスの言う一般的な意味での推論とどのような関係にあるのかを論ずる。アリストテレスによれば、推論とは、「あるいくつかの前提から、前提とは別のある一つの結論を必然的に導き出す言論」である。しかし、説得推論の具体例のなかには、この定義に含まれる「前提の複数性」や「導出の必然性」という条件が満たされていないものもある。そこで、発表者はこの定義を「ある一つのあるいはいくつかの前提から、前提とは別のある一つの結論を、必然的にあるいは必然的ではない仕方で導き出す言論」と修正し、これを説得推論のおおまかな説明とみなすことにする。

第2節では、初めに第2巻第22章 1395b22-26 にもとづいて、説得推論は「不明瞭になるので、遠くから結論を導いてはならない」という点と、「冗長になるので、すべての前提を取り上げてはならない」という点で問答用推論と異なるということを確認する。続けて、この箇所に対応する第1巻第2章 1357a7-22 を引用し、「遠くから結論を導いてはならない」とはどういうことか、また「すべての前提を取り上げてはならない」とはどういうことかを明らかにする。つまり、前者は先立つ推論を付加してはならないことを意味し、後者は誰でも知っている自明な前提を省略しなければならないことを意味する。この二つのポイントは、どちらも「簡潔さ」という概念によってとらえることができる。そこで、本発表では、これら二つの意味での簡潔さこそが、説得推論を問答用推論から区別する本質的特徴であると主張する。すなわち、説得推論は、一方で、遠くから推論しておらず、その結果不明瞭になっていないという意味で簡潔な推論であり、他方で、自明な前提を省略し、その結果冗長になっていないという意味で簡潔な推論なのである。

最後に、第3節では、「簡潔さは説得推論の定義の一部となる本質的特徴ではなく、よい説得推論の特徴ではないか」という反論と、「遠くからの推論や自明な前提という表現には曖昧なところがあるので、任意の推論を見てそれが説得推論であるか否かを見分けることはできないのではないか」という反論を取り上げ、それぞれに対して答えることにしたい。